

立地適正化計画の策定方針について

資料 A

(1) 立地適正化計画の概要

①立地適正化計画の目的と役割

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスター・プランであり、都市全体を見渡したマスター・プランとしての性質を持つものであることから、東浦町都市計画マスター・プランの一部と見なされるものです。(立地適正化計画の作成に係るQ&A(令和3年3月19日改訂))

全国的に今後、急速な人口減少・少子高齢化が予測されており、拡散した市街地のままで人口が減少し低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能の維持が困難になりかねないことが懸念されています。

こうした背景から、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることを今後のまちづくりにおける大きな課題と捉え、商業施設、医療・福祉施設や住居等がまとまって立地し、高齢者を中心とする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市づくりを進めるため、平成26年度に都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

②立地適正化計画制度の概要

立地適正化計画には、都市全体を見渡しながら居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載します。

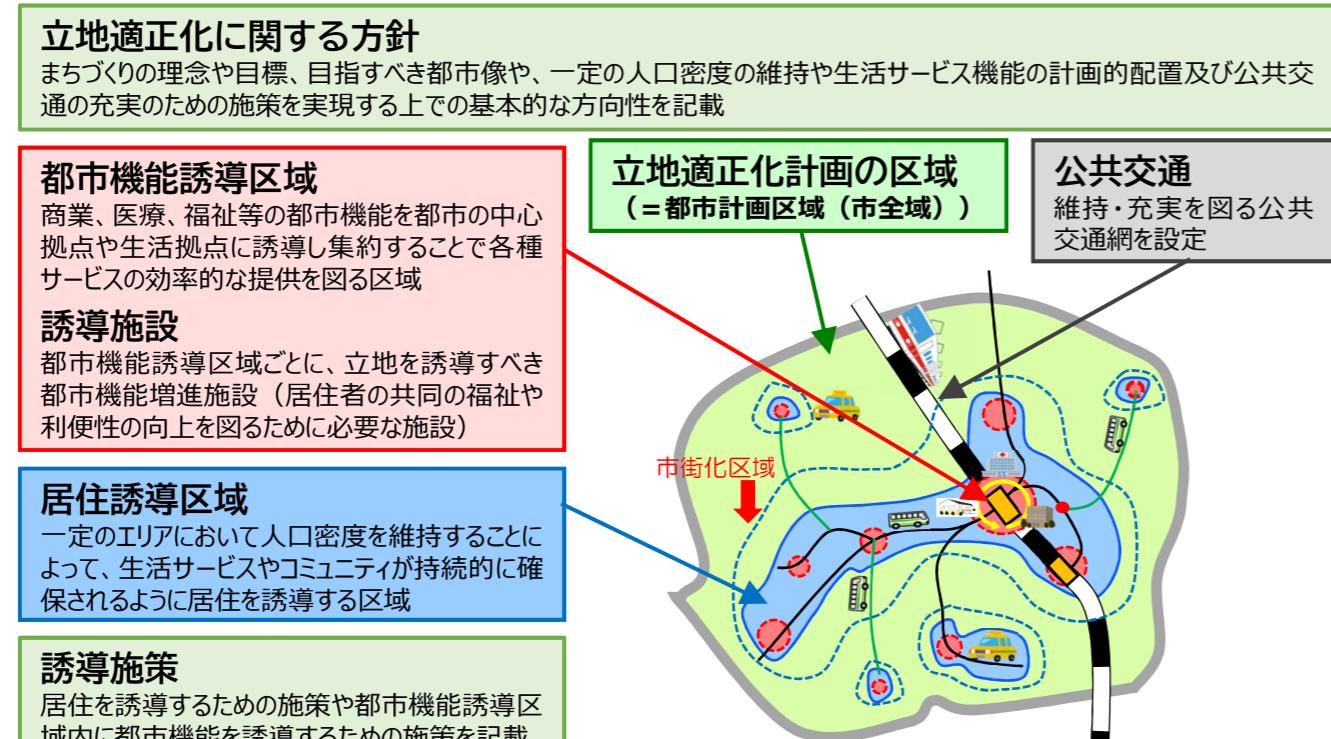
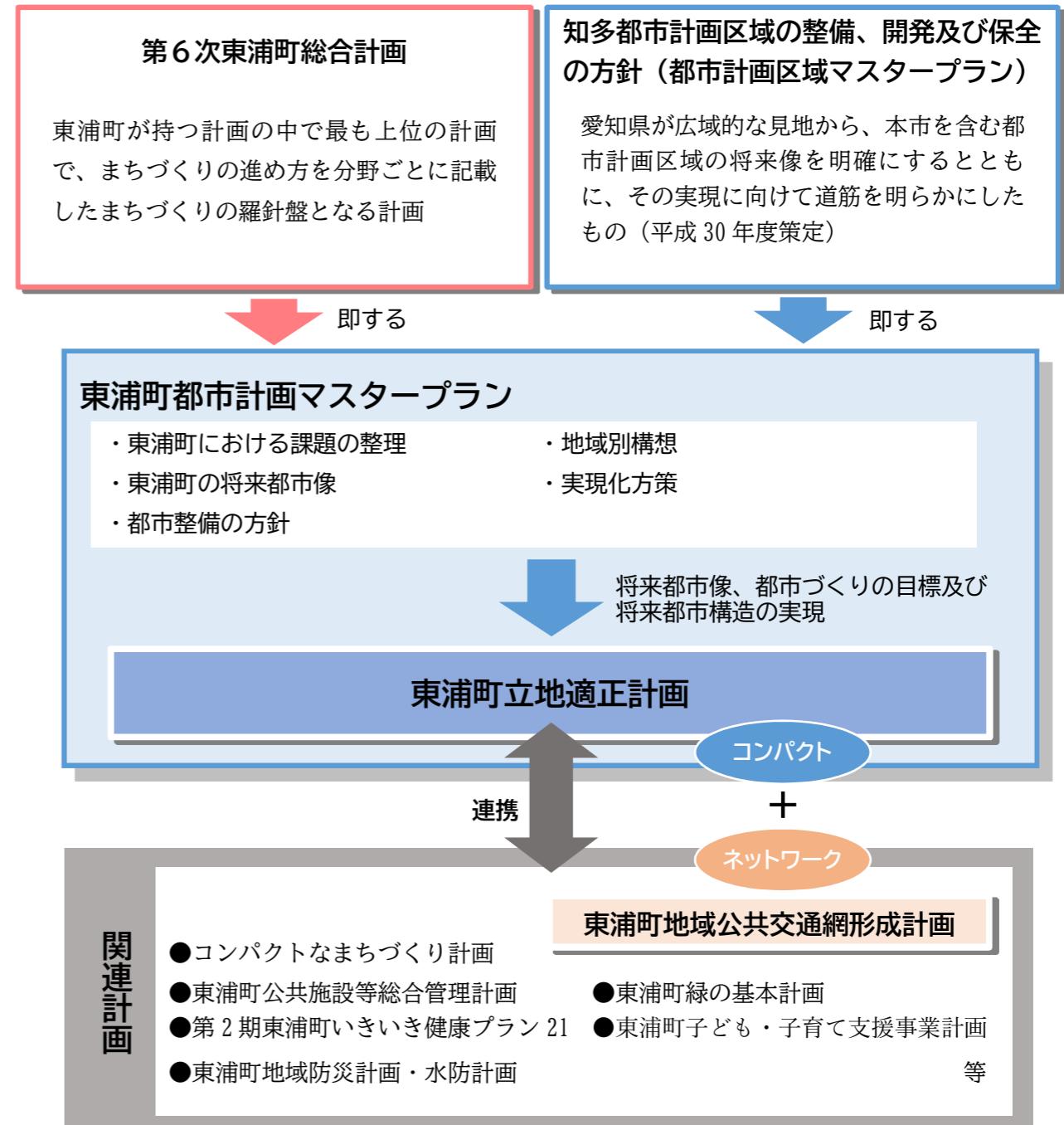


図 立地適正化計画のイメージ 資料：国土交通省資料を編集

③計画の位置付け

東浦町立地適正化計画は、都市づくりの方針を示す東浦町都市計画マスター・プランの一部として位置付けられます。このため、都市計画マスター・プランで定めた将来都市像、都市づくりの目標及び将来都市構造の実現に向け、関連計画と連携しながら、居住及び都市機能の誘導、公共交通の充実に関する方針を定めます。



(2) 策定スケジュール

		検討内容
令和3年度	8月	1.関連計画や他部局施策等の整理
	9月	2. 現況と将来の見通しにおける都市構造上の課題の分析 (1)各種基礎的データの収集整理 (2)都市構造上の課題の分析
	10月	
	11月	3.立地適正化に関する基本の方針
	12月	4.目指すべき都市の構造と誘導方針の検討
	1月	5.居住誘導区域に関する事項 (1)居住誘導区域の設定 (2)誘導施策の検討
	2月	6.都市機能誘導区域に関する事項 (1)都市機能誘導区域の設定 (2)誘導施設の設定 (3)誘導施設立地誘導方策
	3月	
	4月	7. 防災指針の作成 (1)都市における災害リスクの分析 (2)防災・減災上の課題の分析及び抽出 (3)居住誘導区域等におけるリスク評価
	5月	
年度	6月	
	7月	(4)防災・減災の目標設定 (5)居住誘導区域等における防災・減災対策の検討 (6)対策の工程の設定
	8月	
	9月	8. 達成状況に関する評価手法の検討 (1)評価指標の検討 (2)現況値・目標値の設定 (3)進捗管理スケジュールの検討
	10月	
	11月	
	12月	パブリックコメント・地元説明会
	1月	10.立地適正化計画の作成(とりまとめ)
	2月	
	3月	

(3) 策定体制

立地適正化計画の策定にあたっては、「検討委員会」と「作業部会」を設置し、計画内容を検討・協議します。また、策定を進める中で、「町都市計画審議会」や「町議会」への説明報告を行います。

「検討委員会」

地域の実情に応じた創意あふれる施策や計画づくりを議論する場として、学識経験者などで構成する組織

「作業部会」

町内部の関連部局で構成する組織

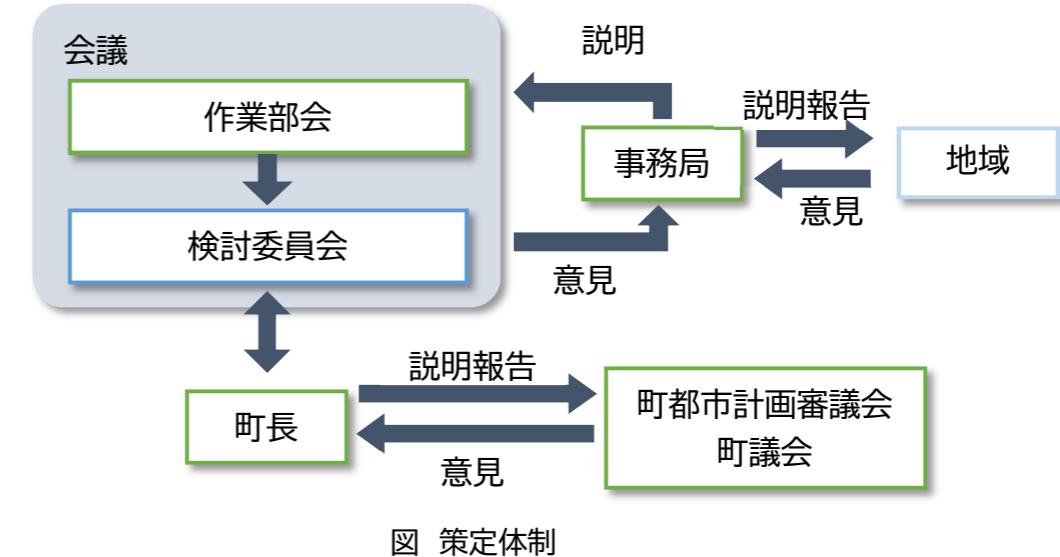


図 策定体制